

宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成23年9月27日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

- 1 監査委員の報告日
平成23年2月25日
- 2 宮城県知事から通知のあった日
平成23年7月26日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 180,003,959円

過年度分 382,157,987円

合 計 562,161,946円

・ H20年度収入未済額

現年度分 175,837,956円

過年度分 371,919,421円

合 計 547,757,377円

ロ 措置の内容

個人県民税については、市町と協働するための住民税徴収対策会議を開催し、共同催告や地方税法第48条による直接徴収、特別徴収未実施事業所への働きかけ等の施策を実施した。

個人県民税を除く県税については、早期に滞納整理事務に着手するため、1件30万円以上の事案について、納期内納税の勧奨を実施するとともに、1件20万円以上の事案については、督促発付時に併せて電話催告を実施した。

滞納処分の実施に当たっては、財産調査の着手時期、差押の着手時期を決めるなど、組織的に対応し、収入未済額の約65%を占める過年度分の収入未済額の縮減のため、現年度分よりも過年度分を優先した滞納処分を実施した。

また、収入未済額の50%以上を占める自動車税の収入未済額縮減のため、初年度登録、車検時期及び納税経緯を考慮した効率的な財産調査、差押えを実施した。

(2) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分 222,021,225円

過年度分 493,291,129円

合計 715,312,354円

・H20年度収入未済額

現年度分 236,171,708円

過年度分 537,889,853円

合計 774,061,561円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、税収確保と収入未済額の縮減に努めた。まず、個人県民税については、地方税法第48条により、管内市町で滞納となっている案件の直接徴収を積極的に行うとともに、収入率の向上に効果のある特別徴収制度の推進に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、早期の滞納整理への着手を心掛け、現年課税分も含めた預金、給料等の差押を行ったほか、滞納処分の執行停止等を実施し、適切な租税債権の管理の推進を図った。

このほか、所内の若手職員を主たるメンバーとし、滞納額縮減手法検討会を開催し、新しい視点で、今後の県税のあり方(有用な方策等)について話し合った。

(3) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分 1,443,138,710円

過年度分 2,267,194,210円

合計 3,710,332,920円

・H20年度収入未済額

現年度分 1,338,696,961円

過年度分 1,764,388,481円

合計 3,103,085,442円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画(平成22年度~平成24年度)」の収入未済額縮減目標を達成するため、「県税事務実施計画書」を策定し、差押の強化、公売・換価の促進等、滞納整理を効率的、効果的に実施した。また、高額・長期滞納案件の縮減対策として、機動特別滞納整理班を平成22年度に新設した。

主な取組としては、収入未済額全体の85%を占める個人県民税の賦課徴収を行っている仙台市に対して、特別徴収促進の取組及び県との連携を依頼した。また、個人県民税を除く税目については、差押目標件数を設定し、自動車や給与・預貯金などの債権を中心とした差押を積極的に実施した。特に滞納件数の多い自動車税については、県下一斉の自動車税滞納整理月間及び事務所独自の滞納処分強化月間に自動車の差押・タイヤロックを集中的に実施した。

(4) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分	216,319,421円
過年度分	706,359,440円
合計	922,678,861円

・H20年度収入未済額

現年度分	438,057,943円
過年度分	646,054,943円
合計	1,084,112,886円

ロ 措置の内容

個人県民税については、特別徴収推進対策を管内町村と共同して事業所等への働きかけを行ったほか、個人住民税徴収対策会議、地方税法第48条に基づく直接徴収、共同催告及び県税還付金の差押などの支援にも取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、自動車税の収入未済額縮減を最重点とし、財産調査の早期着手と積極的に差押を行った(差押目標件数1,800件、実績1,813件、前年度実績1,645件)。

また、長期滞納事案については、検索により差押した動産・自動車をインターネット公売により換価したほか、不良債権化した事案の整理により収入未済額の縮減に努めた。

(5) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分	235,752,228円
過年度分	395,315,813円
合計	631,068,041円

・H20年度収入未済額

現年度分	234,858,707円
過年度分	359,467,945円
合計	594,326,652円

ロ 措置の内容

「平成22年度県税事務実施計画」に基づき収入未済額の縮減に努めた。中でも差押えに関しては、目標件数を500件に設定するとともに、大口滞納者に対しては滞納事案検討会により対応方針を決定して滞納整理にあたったほか、その他の滞納者に対しても換価性の高い給与、預金等の債権差押を中心に滞納処分を強化し、滞納額縮減と税収確保に努めた。

また、差押自動車の引き上げ・インターネット公売を実施し、公売車両の展示等により滞納者に対し処分強化の喚起を図ったほか、新たな滞納を抑制するために、現年度分の徴収対策として自動車の一斉差押を実施した。

さらに、個人県民税については、住民税徴収対策会議を開催し市町村と共同で事業者に対する特別徴収移行の要請を行った。

(6) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分 195,364,471円

過年度分 458,334,636円

合計 653,699,107円

・H20年度収入未済額

現年度分 244,585,045円

過年度分 425,391,283円

合計 669,976,328円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減のため、「県税滞納額縮減対策3か年計画(平成22年3月策定)」及び北部県税事務所事務実施計画に基づき、滞納件数、税額ともに大きな割合を占めている自動車税の滞納額縮減を重点実施事項とし、以下の対策を講じた。

- 1 平成20年度から取組を始めて成果のあった機能分担型滞納整理をより効果的に機能させて取組を強化した結果、滞納額縮減に不可欠である差押目標を達成した。
- 2 昨年度に引続き取組を強化した大口及び長期滞納事案については、全てについて所検討会で処理方針を決定した。そのうち特に、不動産等を長期間差押えしたまま完納に至っていない事案について、換価、取立の容易な、預貯金、給与等各種債権などを新たに差押、取立し、滞納額に充当した。
- 3 個人県民税に係る収入率向上については、市町における滞納整理技法の向上を図るための研修の実施、県税事務所長と町長連名の共同催告及び地方税法第48条による直接徴収に取り組んだほか、特別徴収の促進を図るため市町と連携し事業所訪問など特別徴収未実施事業者に働きかけを実施した。

(7) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、

さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分 101,138,971円

過年度分 118,292,624円

合計 219,431,595円

・H20年度収入未済額

現年度分 49,110,530円

過年度分 102,858,581円

合計 151,969,111円

□ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、計画初年度の目標を定め滞納額の縮減に努めている。

個人県民税については、住民税徴収対策会議を通じて、滞納処分研修会を開催し、市職員の徴収技法の向上を図るとともに、共同催告を実施した。また、特別徴収の推進のため事業所訪問を実施するなど徴収支援を行った。

その他の税目については、計画的に滞納整理を行うため進行管理会議を開催し、納付催告等の効果を検証するとともに、個別事案の滞納整理方針を検討した。また、納付資力や固定資産の把握を目的に、全ての滞納者について職業、年収額等の基礎調査を行い、効率的に滞納処分を実施した。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分 107,571,916円

過年度分 184,463,193円

合計 292,035,109円

・H20年度収入未済額

現年度分 97,824,093円

過年度分 165,872,646円

合計 263,696,739円

□ 措置の内容

収入未済額の大部分を占める個人県民税と自動車税の滞納縮減に力を入れた。

個人県民税については、気仙沼市・南三陸町と住民税徴収確保対策会議を開催し、その都度情報交換を行った。これに基づき、滞納処分研修や共同催告・共同徴収を実施し徴収支援を行った。また、市町と共同で企業訪問を実施し、特別徴収制度の普及・拡大を図った。

自動車税については、預貯金等の財産調査を早期に行い、滞納処分の見極めを徹底した。

差押等の滞納処分移行への判断を的確にし、滞納額の縮減に努めた。

(9) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金，母子寡婦福祉資金貸付金償還金，過誤払返納金，過年度過払金等返還金及び未熟費養育費において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

- ・ H 2 1 年度収入未済額
 - 現年度分 11,154,725円
 - 過年度分 7,517,438円
 - 合 計 18,672,163円
- ・ H 2 0 年度収入未済額
 - 現年度分 1,602,450円
 - 過年度分 6,532,540円
 - 合 計 8,134,990円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

- ・ H 2 1 年度収入未済額
 - 現年度分 5,973,577円
 - 過年度分 29,420,576円
 - 合 計 35,394,153円
- ・ H 2 0 年度収入未済額
 - 現年度分 4,894,998円
 - 過年度分 25,331,937円
 - 合 計 30,226,935円

過誤払返納金

- ・ H 2 1 年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 616,058円
 - 合 計 616,058円
- ・ H 2 0 年度収入未済額
 - 現年度分 105,760円
 - 過年度分 547,298円
 - 合 計 653,058円

過年度過払金等返還金

- ・ H 2 1 年度収入未済額
 - 現年度分 225,000円

未熟児養育費

- ・ H 2 1 年度収入未済額
 - 現年度分 312,477円
 - 過年度分 284,704円
 - 合 計 597,181円
- ・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分	55,388円
過年度分	284,704円
合 計	340,092円

□ 措置の内容

生活保護扶助費返還金

収入未済については、随時返済状況や返済の意向を確認してケース検討会議を開催し、履行延期特約承認を受けるなど返還金の納入にかかる負担を軽減し、収納の促進に努めているほか、地区担当員や債権管理担当者が家庭訪問や電話による収納指導を積極的に行っている。

・生活保護扶助費返還金

平成22年度収入済額

過年度分	910,770円
------	----------

平成22年度収入未済額（H23年3月末現在）

現年度分	1,216,590円
過年度分	17,761,393円
合 計	18,977,983円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

貸付金の収納促進については、これまでも滞納発生の未然防止策として、貸付決定前の面接による償還意思の確認、償還履行の責任についての説明を行い、滞納発生後は、速やかに借受人に対して督促通知を行うなどの収納促進策を講じてきたところであるが、滞納額が増加傾向にある。

このことから、今後はこれまで以上に貸付時の審査を慎重に行い、借受人に対しては、電話による督促から訪問による直接面談の償還督促を強化し、連帯保証人に対する更なる償還請求の徹底を図るとともに、事務所として関係班との連携による生活基盤確立の指導を行うほか、滞納者に対するケース会議の開催や収入未済額縮減対策本部による具体的な取り組み方針をたて組織的な対応を図っていく。

過誤払返納金

過払いが発生した時点で、返納者本人や扶養義務者に連絡を取り、資格喪失となること及び手当返納が必要となることを説明して返納の承諾を得、その上で文書・電話による督促や家庭訪問による納入催告・納入指導を実施していく。

収入未済の防止策として、受給者が死亡・施設入所・長期入院等となった場合には、速やかに『資格変更届』を提出し廃止の手続きを行うよう、扶養義務者や届出の経由機関である町村に対して、機会あるごとに周知している。

過年度分487,950円の内時効完成した392,190円について、平成22年12月20日に不納欠損登録済である。残りの95,760円については、平成22年6月3日に5,000円の一部納付があったため残額90,760円となっている。

また、生活保護の収入未済については、随時返済状況や返済の意向を確認してケース検討会議を開催し、履行延期特約承認を受けるなど返還金の納入にかかる負担を軽減し、収納の促進に努めているほか、地区担当員や債権管理担当者が家庭訪問や電話による収納指導を積極的に行っている。

・過誤払返納金

平成22年度収入未済額（H23年3月末現在）

現年度分	32,232円
------	---------

過年度分 128,108円
合計 160,340円

過年度過払金等返還金

収納促進については、生活状況の聞きとり等を行い、生活基盤の確立指導をし、納入に向けて信頼関係を築きながら、電話や訪問等による継続した償還督促を行っている。さらに連帯保証人への連絡や償還請求も併せて行っている。

今後は、事務所の収入未済額縮減対策本部での具体的取組方針により収納促進と適切な債権管理に取り組んでいく。

未熟児養育費

収納促進については、滞納発生後速やかに納入義務者に対して督促通知を行い、納入されない場合には電話や訪問による継続した督促を行っている。

収入未済の発生防止策として、申請時に負担金について適切な説明を行い、納入について理解を得られるようにしている。

引き続き、事務所の収入未済額縮減対策本部での具体的取組方針により収納促進と適切な債権管理に取り組んでいく。

過年度分284,704円の内時効完成した175,715円について、不納欠損処理中である（主務課への不納欠損処分決議書の提出日 平成23年3月1日）。

現年度分312,477円の内、督促を継続したことにより一部納付（継続中）を含め、22年度中に200,915円の納入があった。

(10) 登米高等学校

イ 監査委員の報告の内容

学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

（内容）

- ・職員による私的流用金額 808,384円
- ・私的流用があったとされる期間 平成22年6月から平成22年9月まで

ロ 措置の内容

生徒会会計について

- （イ） 会計処理担当を生徒指導部長及び事務室主査とすることで、補助申請額をダブルチェックすることとした。
- （ロ） 通帳から引き落とされた現金は、事務室から直接、支払いを行う顧問に渡すこととし、業者への支払いは事務室が行うようにした（納金までは、金庫で保管することを徹底する。）。
- （ハ） 納金後の精算確認を含めて各決裁者がより厳密にチェックできるようにするために、校内の決裁方法を変更し、支出伺いの様式を変え、添付書類も増やした。
 - ・持ち回り 回議へ。
 - ・精算確認者を増やす。
 - ・精算確認のための証拠書類を増やす（大会参加の際の生徒会補助以外の徴収金についても内訳を確認できる書類、大会参加者名簿）。